

令和6年度第2回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和6年8月28日（水） 午後2時から午後3時15分まで
場 所	江別市総合社会福祉センター 研修室
出席委員	林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、白石 ゆかり、鹿島 聡美（7名）
欠席委員	なし
事 務 局	健康福祉部長 岩渕 淑仁、健康福祉部次長 四條 省人、 介護保険課長 星野 崇志、地域支援事業担当参事 山本 彩子、 障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉係長 飯塚 修義、 管理課主査 磯野 智宏、高齢福祉係長 川合 彩、同係主任 松居 早織（9名）
受 任 者	江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名）
傍 聴 者	なし
議 事	(1)協議事項 第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）について

議事概要

○星野介護保険課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。事務局の江別市健康福祉部介護保険課の星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以降、林会長の進行により、本協議会を進めさせていただきます。林会長、よろしくお願いいたします。

○林会長

それでは、ただ今から、令和6年度第2回江別市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本協議会の成立及び諸連絡について、事務局よりお願いします。

○星野介護保険課長

まずは、本会議の成立について、ご報告いたします。江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますよう、お願いいたします。また、本会議の議事録であります。各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することとなっており、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付させていただきます。必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、本日の資料を確認いたします。資料については、次第及び資料１～７頁のほか、委員名簿・座席表を配付しております。不足のある方は、事務局までお申し出ください。

○林会長

それでは、次第に基づき、順次進めてまいります。

協議事項の「第２期江別市成年後見制度利用促進基本計画（案）について」、事務局から説明を求めます。

○川合高齢福祉係長

それではまず、資料のご説明をいたします。資料５頁までが計画（案）となっております。

次に、資料６頁は「江別市地域福祉計画の施策体系」となっており、計画の体系と成年後見制度利用促進基本計画が、どこに入るのかわかるように、所管課から提供されたものです。

次に、資料７頁が「第１期江別市成年後見制度利用促進基本計画 施策の振り返り」となります。第２期計画案を協議する前に、簡単ではありますが、第１期の振り返りをしていきたいと思います。

それでは、７頁をご覧ください。こちらは、第１期計画の２３頁の施策体系となります。

まず大きな項目が３つございまして、「Ⅰ本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用となる仕組みを整えます。」、「Ⅱ適切な支援につなげる権利擁護・成年後見制度利用促進の体制を整備します。」、「Ⅲ安心して制度を利用できる環境づくりを推進します。」を目標にしています。

そこから基本施策に分かれており、「１権利擁護支援の体制整備」、「２成年後見制度の利用を支える機能の充実」、「３成年後見人等への支援」となっております。そこから９つの施策を展開しております。

まず、「１-１地域連携ネットワークの構築」については、これまで協議会にてご報告しているとおり、すでに当市は地域連携ネットワーク協議会を設置しておりますので達成済となります。

また、「１-２中核機関の設置と運営」についても、令和４年３月に設置済です。

次に、中核機関の各機能について、「２-１広報機能の充実」は、こちらも協議会でのご報告のとおりに、年１回の市民向け講演会や出前講座の実施、パンフレットやホームページ等の周知を通して、相談窓口の周知啓発を行っております。

次に、「相談機能の充実」については、成年後見支援センターで権利擁護に関する総合相談を行っているほか、地域連携ネットワークを活用した関係機関との連携を日々行っております。

また、社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業等においても、成年後見制度へ円滑に移行しております。

次に、関係機関とのケース会議等への専門職派遣については、中核機関設置後に機能を強化した項目となり、年に数回程度専門職を派遣し、本人やご家族、関係機関等のサポートを行っております。

次に、「２-３成年後見制度利用支援にかかる事業の推進」について、当市では本人の状況に応じて、市長申立てを行っているほか、生活困窮者への申立費用や報酬助成を、当市要綱に基づき行っております。

次に、「２-４受任者調整（マッチング）等の支援」について、こちらも中核機関の設置に伴い、受任調整会議委員を増員し、専門職との連携を強化する取組を行っております。

また、受任調整会議では、本人の状況に応じて適切に後見人を調整しております。

次に、「２-５担い手の育成・活用」について、社会福祉協議会にて市民後見人養成講座を修了した方を登録し、法人後見支援員として活用しております。

また、フォローアップ研修や定期的な見守り等については、協議会でご報告しているとおりです。

次に、「３-１地域連携ネットワークを活用した支援体制の検討」について、親族後見人から成

年後見支援センターに対し、主に書類の記載方法等手続きに関する相談があった場合、支援を行っております。

また、成年後見制度など権利擁護支援で重要となる本人の意思決定支援や身上保護に関する相談支援を行っております。

次に、中核機関のコーディネート機能として、後見人を支援する「支援チーム」結成の支援や調整を行っております。

最後に、各機関との連携について、日頃から地域連携ネットワークを活用するほか、家庭裁判所と日常的な情報共有や、情報交換会議へ定期的に参加しております。

続きまして、資料６頁の「江別市地域福祉計画の施策体系」をご覧ください。

先程の振り返りを踏まえて、当市は成年後見制度や権利擁護の仕組みとして、中核機関や地域連携ネットワーク協議会等を設置しており、仕組みづくりは終えていると認識しております。

そこから、さらに取組を充実させることが重要であるとして、体系の中の「基本施策８ 地域で生活し続けられる取組の推進」の中の、「①権利擁護の取組の推進」に、第２期成年後見制度利用促進基本計画を加える形で、現在担当課と調整をしております。

今後、策定部会でもこの骨子案について協議が進められることとなりますので、確定した内容ではありませんが、現時点では以上のように考えております。

それでは、資料１頁から本計画案について、皆様と協議していきたいと思います。

本文が５頁にわたりますので、途中で皆様からご意見をいただきたいと思います。

まず、１頁は成年後見制度について解説しております。第１期計画でも冒頭に制度内容を記載しており、先日の策定部会でも一部委員から、アンケートの項目を協議した際に「成年後見制度自体よくわからない、制度のＰＲも兼ねてアンケートに追加してはどうか」というご意見をいただきましたので、第２期計画案にも制度説明や具体例を記載させていただきました。

最初に制度内容を記載し、アンケート同様、任意後見と法定後見の説明を順番に記載しました。法定後見は、よりやさしい言葉を意識して使用しており、例えば弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士の専門職を、「資格を持つ人」と表現しました。

また、文中の「地域の人」には、「市民後見人」が入っており、その下に今後地域共生社会の実現のため、地域の担い手として活躍が期待される市民後見人について記載しました。

文中に「江別市成年後見支援センター」の記載がありますが、計画案では初めて使用する言葉となりますので、参照ページを記載しました。

市民後見人については、１頁のほか、３頁の課題の部分でも記載することで、各項目がリンクするような構成にしました。

次に、１頁の一番下には、成年後見制度につながる代表的な困りごとを記載しました。

まず、「お金の管理ができない」ということは、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行も踏まえて、こちらに記載しました。

そのほか、消費者被害が懸念される例や、最近成年後見支援センターにも増えている相談として、障がいのある子どもが大人になって、親も高齢になり、将来どうしたらよいかというものがあります。

最後に、「色々な手続きがわからない」という記載は、市にも多く寄せられるご相談例として、市役所から様々な書類が届いているが、何かわからず机の上に山積みになってしまい、後日ご家族が市に相談する、ということがありますので記載しました。

そして、口頭でお話させていただきますが、計画案に「年金などの手紙」と記載しましたが、年金の通知が市役所から届くことはほぼなく、違和感がありますので、こちらの記載は「何かの手続きの書類」というような内容に修正させていただきたいと思っております。

１頁の説明は以上となります。一旦これで区切らせていただき、皆様からのご意見を伺いたいです。

○林会長

どうもありがとうございます。今の説明でご質問等ございますか。

○森田委員

まず1頁目「任意後見制度」について、「本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人として選任すると契約の効力が生じます。」という部分がありますが、本人や家族が申立てによって監督人を選びますが、この記載だと、申立てた人が任意後見監督人に選任されるようなニュアンスがあるのかなと思いましたので、「後見監督人として」の部分で、シンプルに「任意後見人を」とした方がいいのではと思いました。

それから、「法定後見制度」について、「親族ではない地域の人（市民後見人など）」と記載されていますが、2頁の「成年後見人等の割合」の中で、「法人」という項目もありますので、この「地域の人」を「法人」とし、具体的には「社会福祉協議会」を指して、「法人（社会福祉協議会など）や市民後見人が選任される場合があります」と付け加えた方が、2頁の「成年後見人等の割合」と一致するのではないかと思います、意見としてお話をさせていただきました。

○林会長

どうもありがとうございます。これについては事務局いかがですか。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございました。まず「任意後見」で使用した言葉については、森田委員おっしゃるとおり、わかりやすく修正させていただきたいと思います。

次に「法定後見」について、こちら施策の振り返りでもありましたとおり、実際に社協では後見支援員の活用を行っておりますので、「法人（社会福祉協議会など）」と追記しても、事務局としては問題ないかと思います、皆さんいかがでしょうか。

○林会長

皆さん、こちらは修正するということで問題ないですか。
（異議なし）

○川合高齢福祉係長

それでは、法人のところも追記をさせていただきます。

○林会長

他にございますか。

1頁の最後に、「悪い人にだまされている？」という部分があって、「高価なものも、よくわからず買ってしまう…」という記載が、繋がらない文章になっている気がするので、例えば「高価なものをよくわからないまま買わされてしまう」とすると、文章が繋がると思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。修正いたします。

○林会長

他にございますか。

○菅委員

私もたいしたことではありませんが、「色々な手続きがわからない」というところで、「市役所から年金などの手紙が届いたけど」ではなく、「役所などから様々な手紙やはがきが来て、

中身がわからず、積み重ねていつ困っている」など、もう少しわかりやすい表現の方がいいかなと思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。この辺りも、皆さんのご意見を踏まえて、わかりやすいように修正いたします。

○林会長

「市役所」を「役所」ということですね。確かに、年金の通知は市役所から来ないですね。国保だと医療保険は来ますが。

○菅委員

大きくとらえて年金は年金事務所であったり、介護保険だったら介護保険課から、調剤からもお手紙が来ることもあります。皆さんいかがでしょうか。

○四條健康福祉部次長

実は「役所」ではなく「市役所」と記載してほしいと、以前市民から意見をいただいたことがあります。

○菅委員

そうなんですね。「役所」という言葉にこだわりがあるわけではなく、年金の書類は市役所からは来ないと思うので、色々なところから手紙が来て困っているという表現をしたらいいかなと思います。

○四條健康福祉部次長

おっしゃるとおり、年金の通知は市役所からは来ないと思います。ご意見を踏まえて、「市役所などから」という形や「様々な」など、そういった表現にさせていただきたいと思います。

○林会長

よろしいですか。

(異議なし)

それでは引き続き事務局からお願いします。

○川合高齢福祉係長

2頁をご覧ください。2頁から3頁にかけては、「江別市の現状と課題」について記載しております。

まず、冒頭では地域で支援が必要な人が増えている状況を記載し、認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利擁護支援を、地域で行っていくことが重要であると記載しました。

アンケートもそうでしたが、「権利擁護支援」という言葉自体を知らない方もいらっしゃるかと思います、丁寧な説明を心掛けました。

次に、本市の状況として、各年4月1日現在で日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数を記載しています。こちらは介護認定の審査指標であり、当課から提供した数値となります。

また、療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数は、市障がい福祉課から提供された数値です。

平成31年度と令和6年度を比較すると、どちらも人数が増えており、地域で支援が必要な人が増えている状況を、わかりやすいよう表にしました。

ただ、こちらの数値は、例えば手帳を所持し、かつ高齢者の方もいらっしゃると思いますの

で、一部重複している可能性があります。

次に、「成年後見制度利用者数」と「成年後見人等の割合」は、本市の状況を札幌家庭裁判所から資料提供してもらったものとなります。

同資料は、第1期計画にも記載しており、ご存知の方はお気づきになる資料かと思います。

「成年後見制度利用者数」は、令和6年7月1日現在の人数で、後見・保佐・補助・任意後見合わせて249名となっており、内182名が後見類型です。

成年後見人等の割合については、第1期計画同様、後見類型は親族が半数以上を占めていることがわかりやすいように、棒グラフで表記しています。

一方、後見類型以外は親族の割合が少ない状況です。

次の項目は、第5期地域福祉計画のアンケート結果になっておりますが、現在集計中のため仮のデータとして、グラフを表記しました。

文章の内容は、成年後見制度や成年後見支援センターの認知度が、それほど高くないことを想定したものにしました。

一方、「本人の権利を守る制度が必要」と回答される方は、各認知度よりも高くなることを想定した文章にしました。

そして、最後の課題については、3つ挙げております。

まず、1点目は、認知症高齢者数や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の需要は一層高まると考えられることです。

2点目に、成年後見制度の需要増加に対応するためには、親族や資格を持つ人だけではなく、地域の身近な存在として、市民後見人の活躍が期待されておりますが、現状では普及しているとはいえないということです。こちらは、先程「成年後見人等の割合」において、市民後見人数が後見類型で3名となっていたことを踏まえ、今後ひとり暮らしの高齢者等が増える中で、地域で地域を支える仕組が、地域共生社会の実現において重要だという考えのもと、記載しています。地域共生社会の実現については、4頁でも記載しており、5頁の担い手の育成に関する記載ともリンクする構成になっております。

3点目は、擁護支援のための重要な手段である成年後見制度やその相談先が、十分に知られていないことです。こちらは、アンケート項目にもなっているとおり、まずは何か困ったときに、ご家族や関係機関の皆さんに、そういえばこういう制度があったと思ってもらうことが大切だと考えております。そのために、各認知度を上げ、5頁の「広報機能、利用促進機能の充実」の項目とリンクするように、課題として入れております。

以上、課題としてはこの3項目を入れております。

3頁の最後には、「これまでの取り組み」ということで、課題ではなく別枠で「中核機関の設置」について記載しております。

この中で、「江別市成年後見支援センター」を江別市社会福祉協議会に開設したことを記載し、社協が入っている建物の写真と、センターから提供してもらった相談の様子を載せ、中核機関に位置付けたことと、センターのPRを兼ねた内容にしました。2頁から3頁の説明は以上です。

○林会長

どうもありがとうございます。それでは皆さんいかがでしょうか。

○森田委員

1点目の課題である、成年後見制度の需要が一層高まると考えられる項目について、2頁の地域で支援が必要な人の人数と比較して、成年後見制度利用者数が少ないということも、課題として見て取れる部分かなと思いますので、「一層高まると考えられますが、成年後見制度の利用者数は少ない」と記載すると、わかりやすいかなと少し感じました。

○林会長

どうもありがとうございました。これについてはいかがですか。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。実は森田委員のおっしゃるとおり、そういった記載を入れるかどうか、私自身も迷った部分ではございました。

ただ、文章を考えていく中で、先程も少しお話ししましたが、地域で支援が必要な人の人数が、認知症高齢者と手帳所持者で重複している可能性があるかもしれないということと、認知症高齢者と手帳所持者を足した人数を母数として考えると、そのうち成年後見制度利用者は確かに数パーセント程度ですが、本当にこの認知症高齢者の皆さんが、成年後見制度を利用しなければならない状況なのか、と考えると、一概にそうではないのかなと思いました。

例えば、高齢者だと、この人数から単身世帯で身寄りがなく、本当に成年後見制度を必要としている人数は絞られると思います。単純に記載した人数を、母数としてカウントしていいものなのか、判断できないかなと。

そのため、ここではあえて文章を「一層高まると考えられます」で終わらせて、権利擁護支援が必要な人が地域で増えてきて、ニーズが高まってくると、行政としての取組や、様々な手段を用いて、成年後見制度を周知していく必要があるという流れの方が自然なのではと考え、このような文章にした経緯がございます。

こちらの記載については、皆さんのご意見もお伺いしたいです。

○菅委員

私は社会福祉士なので、この地域で支援が必要な人がこれだけいるから、イコール成年後見制度を必要としているかは、違うのではないかと思います。

ただ、やはりこの中に身寄りのない人や、支援が必要な人はかなりいらっしゃることは確かなので、川合さんがおっしゃったように、私は、権利擁護支援を地域の中で行っていくことも重要ですが、権利擁護支援の「周知」を地域の中で行っていくことが重要だということが、大事なところかと思います。やはり、周知しなければ必要な人がそこに繋がらないのではと思います。

○林会長

どうもありがとうございます。他にいかがですか。

○白石委員

「これまでの取り組み」について、成年後見支援センターのPRも含めて記載したというお話でしたが、成年後見支援センターを利用されている方が、この間にもいるのではないかと思いますので、その後の取組についても、もう少し入れてもいいのかなと思いました。

その上で、次の計画に、というところに繋がってはどうかと思いました。

○林会長

ありがとうございます。要するに、中核機関が設置されて、その後どうなったのかを入れた方がいいのではというお話ですね。

これについて、成年後見支援センターの平塚さんはいかがですか。

○平塚主任相談支援員

次の5頁に、中核機関の役割などについて結構書かれていますので、それでいいのかなとは感じました。

○林会長

わかりました。他にございますか。

○四條健康福祉部次長

お話をわかりやすく表現すると、計画ができてから中核機関ができて、その間、成年後見制度を利用している人の推移が載るとわかりやすいのかなと感じましたが、例えば、令和3年に第1期計画ができて、令和4年から中核機関が設置されました。この間、どのように成年後見制度を利用している人の数が増えているのか、それと中核機関が設置された時期が、リンクしているようであれば、中核機関というのは効果が大きかったね、ということになるかと。事務局で今データはありますか。

○川合高齢福祉係長

第1期計画に載せた人数だと、成年後見制度の利用件数は約240件ですので、微増となります。

○四條健康福祉部次長

事務局でイメージを膨らましてみたいと思います。ありがとうございました。

○林会長

「成年後見制度利用者数」だと微増ですが、相談が増えているかどうかはいかがですか。

○菅委員

そうですね、そういったデータがあるといいかもしれません。

○川合高齢福祉係長

のべ相談件数は、数年前に新型コロナウイルスが流行し、相談控えがあって一時期かなり落ち込みまして、その翌年以降はね上がり、その後横ばいまたは微減という状況です。ただ、のべ相談件数は、対応ケースの状況によっても変動するところです。

新規相談件数も、コロナ禍の影響を受けていますが、ほぼ横ばいの状況です。

○四條健康福祉部次長

この件は持ち帰らせていただいて、計画をご覧いただいた方に伝わりやすいような数値や、そういったものを探して、掲載できるかどうかを検討させていただきたいと思います。

そして、お話を最初に戻して、森田委員からのご意見について、皆さんからも先程ご意見をいただきましたが、川合から申し上げましたように、利用者数が少ないことを課題とするのかというところかと思います。

ただ、利用者数が少ないということは、利用を希望する人の数がわからないと利用者数が少ないとは言い切れないかなと、内部で検討していました。一方で、お示ししている地域で支援が必要な人の人数は、実際の数字で、認知症高齢者は日常生活自立度Ⅱ以上の方と仮に定義するような形になっています。この人数をみるとすごく大きい数字に感じると。

療育手帳や精神保健福祉手帳をお持ちの方も、実数だとこうなります。ただ一方で、この中で、成年後見制度を必要とする方の数というのは、市としては何らかのデータを持ち合わせているわけではないという中で、成年後見制度の利用者数である249名が、多いのか少ないのかということが、評価しにくかったということがあり、現状この表現になっているということを、申し上げさせていただいて、皆様のご意見を頂戴できればと思います。

○林会長

どうもありがとうございます。先程菅委員から意見があったように、全員が成年後見制度を

利用するというわけではないですし、親族や家族が支援している方もいると思います。ですから、この手帳を持っている人や認知症高齢者の人がイコールとはならないという中で、いくらであれば適正な目標値なのかということは難しいので、これを取り上げなかったということかと。

森田委員いかがですか。

○森田委員

はい、利用者数が少ないということについて、特に何かということはありません。

ただ、アンケートの調査結果がどうなるかわかりませんが、おそらく成年後見制度と成年後見支援センターの認知度は、かなり少ない数字が出てくる可能性があるので、アンケート結果を踏まえて、協議した課題の中で、何か表してもいいのではと、今少し感じました。

○四條健康福祉部次長

はい、ただ今いただいたご意見は、先程菅委員もおっしゃられたことと似たお話になってくると。まずはアンケート結果にもよりますが、おそらく結果としては、成年後見制度もセンターの認知度もそれほど高い数字が出るわけではないので、最大の目的は、知ってもらってこういうことがある、そして、家族の中にそれが必要だから相談に行こう、というような考え方に結びつくような取組が重要であるということ、文章の内容も含めて、精査したいと思います。

○林会長

それでよろしいですか。少し細かいことですが、市民後見人について、1頁では市民後見人の「ニーズ」となっていて、3頁だと「需要」となっているので、統一した方がよいかと。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。特に意識していなかった部分ですので、こちらは「ニーズ」の方が伝わりやすいかと思いますので、統一いたします。

○林会長

では次頁に移っていききたいと思います。事務局お願いいたします。

○川合高齢福祉係長

次に4頁をご覧ください。こちらは、「めざす「まち」の姿」として基本理念を記載しており、前回もお伝えしたとおり、第1期から基本理念は変更しておりません。

その下の文章が、前回計画と少し変更した部分であり、地域共生社会の実現について記載しています。「世代や分野を超えてだれもが」という部分や「地域社会に参加し」という部分で、権利擁護支援や地域共生社会の内容を入れており、第2期計画で皆様にお伝えしたい内容として、記載しました。

ただ、地域福祉計画の方でも、地域共生社会についてはおそらく何らかの形で出てくると思いますので、本計画では「地域共生社会の実現」と記載しておりますが、強調はしていません。

次に「主な取組：中核機関の充実」について、こちらは前回皆さんにご覧いただいた構成と同じ流れになっております。

まず、4頁に「地域連携ネットワークの推進」について記載し、5頁に各機能を記載していますが、「市民後見人の育成・活躍支援」について、今後地域共生社会の実現をめざす上で、地域の担い手が大切だということで、前回の構成から追加しました。

まず、「権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進」について、こちらの文章は事務局としてかなり悩みました。当初、皆様にメールで送付した計画案は、第1期計画や国

の第2期計画から引用した言葉を使っていたましたが、今回地域福祉計画に、本計画が入るにあたり、成年後見制度に関わる人や興味がある人だけではなく、福祉全体に関わる皆さんに見ていただくものになることから、わかりやすい表現に変更した経緯があります。

こちら皆様にご意見いただきたいと思っております。まず、「権利擁護支援チーム」という概念が、わからない方もいるかと思い、こちらでは「権利擁護支援が必要な人を早期発見・早期支援につなげていくために、身近な家族や地域の人に成年後見人等が加わり、本人を中心にチームとなって支援していくことが重要です（権利擁護支援チーム）。」と記載しました。

そこから、中核機関として、権利擁護支援の考え方や、関係機関で協力してチームを支え、成年後見人等もチームの一員だという理解を広めていきたいと考えています。

そして、それぞれのケースにおいて、何か専門的なことで困ることも出てくるかと思うので、そうした場合に、関係機関や専門職団体などで構成される「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク推進協議会」を活用しています。

なお、ここではすでに協議会を設置済のため、あえて「活用」と表現しています。

中核機関がネットワークの核となり、権利擁護支援チームをバックアップしていくことを、4頁下にイメージ図として載せました。

この図は、第1期計画のものや、国の計画に載っている地域共生社会実現に向けた図をイメージしておりますが、初見だと内容を理解することは難しいのではないかと思います、イラストを多用しシンプルな形に落とし込みました。

図の中心に、本人である高齢者と、高齢者より若い成人の障がいのある方がいて、身近なご家族や地域の人と、成年後見人等がチームになっており、さらにそのチームを専門職や相談支援機関、家裁や金融機関、社協などのネットワークで支えていこう、というイメージです。

次の文章は、社協の日常生活自立支援事業への移行についての記載となります。ここで日常生活自立支援事業の説明をした後、本人の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行が行われるよう、江別市社会福祉協議会と江別市成年後見支援センターの連携を強化していくことを記載していますが、こちらの「強化」という表現を柔らかく「図る」という表現でもいいかと思っています。

以上、地域連携ネットワークについては、第2期計画の要となると考えておりますので、皆さんからご意見いただければ幸いです。

○林会長

皆さんいかがでしょうか。

些末なことですが、日常生活自立支援事業の「引き続き」という記載は削除して、最後の「援助していきます」も「援助しています」でよいのではないのでしょうか。

それから、「本人の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度に円滑な移行が行われるよう連携します」という形にするとすっきりしてよいと思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。確かに文章のつながりに違和感があると思いますので、そのように修正いたします。

○林会長

こちらはよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは次の説明をお願いします。

○川合高齢福祉係長

それでは、各機能についてご説明いたします。

1つ目の「広報機能の充実」について、前段でお話したとおり、各認知度はおそらく高いと思われますので、引き続き積極的な周知を行い、機能の充実に努めたいと考えております。

成年後見制度については、まずは制度を正しく理解してもらって、誰もが安心して利用するために、制度の仕組や手続きの流れ、そして実際に必要となった時に身近な相談先として、成年後見支援センターがあると思ってもらえるよう、周知をしていきたいと考えております。引き続きパンフレットやホームページ、市民に向け講演会や出前講座を行い、地域全体に広く周知し、制度の利用を促進することを記載しました。

次に、「利用促進機能の充実」について、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援するために、地域や関係機関に権利擁護支援や、成年後見制度の理解を促進することを記載しました。

先程菅委員もおっしゃっていたとおり、権利擁護支援の考え方について、関係機関の皆さんにはご理解いただいているところですが、地域全体に理解してもらって、支援が必要な方が、何か困っているときに、様々なサービスや福祉制度を利用できるように、「利用促進機能の充実」について記載しました。

次に「相談機能の充実」についても、「権利擁護支援」の相談機能があることをあえて記載し、総合相談体制を充実させていくことを記載しました。

また、権利擁護支援や成年後見制度を推進するために、意思決定支援と身上保護は重要ですので、こういった言葉をご存知ない方にもわかりやすいよう、丁寧な記載を心掛けました。

次に、地域連携ネットワークを活用した専門職派遣については、現在も行っておりますが、「ケース会議」への派遣とすると、イメージがつきにくい方もいらっしゃるかと思います、「考える場」への派遣と記載しました。

次に「成年後見人支援機能、チーム支援の推進」については、受任調整の説明を記載しています。こちらにも、意思決定支援や身上保護など権利擁護支援を重視して、本人の状況に応じたマッチングを行っていることを記載しました。

次に、成年後見人等の後見活動を支援するために、地域連携ネットワークを活用することをあえて見える形で載せて、4頁とリンクさせるような記載にしました。

次の「チーム支援」については、先程のイメージ図の内容を記載していますが、関係機関が一体となって本人を見守っていきましょうということを記載しました。

次は、親族後見人等が意図しない事務につながることをないよう、家裁と連携してサポートすることを記載しました。

家裁とは、事務的な手続きはもちろん、日常的に市や成年後見支援センターと連絡を取り合っており、連携は不可欠ですので、一緒に親族後見人等をサポートすることを記載しました。

次に「市民後見人の育成・活躍支援」について、まずは「市民後見人」をご存知ない方もいらっしゃるかと思いますので、まずは知ってもらい、養成する、フォローする、バックアップする、という流れがわかるよう記載しました。

市民後見人については、広く地域に知ってもらうための継続的な周知や、必要な知識やスキル向上のほか、やはり重要なのは、権利擁護支援の理解を深めることかと思います。

市民後見人を養成し、個人受任してもらうことは担い手として非常に地域のためになることかと思いますが、それだけではなく、こういった担い手を養成し、市民後見人の役割を知ってもらうことで、地域の権利擁護に対する意識や、権利擁護人材の底上げということを意識して、フォローアップ研修を実施することを記載しました。

次に、成年後見支援センターと連携して、日常的に後見活動をバックアップし活躍できる機会を増やすことを記載しましたが、こちらも人数を増やすという直接的な記載ではなく、「活躍できる機会」と表現し、地域で困っている方、権利擁護支援が必要な方を支えるということでもあると思いますので、表現を柔らかくしました。

最後に、「成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進」について、成年後見制度が利用したくても身寄りがいない、経済的な事情等によってどうしても利用が難しい方もいる中で、

行政として、成年後見支援センターや家裁と連携し、市長申立てや報酬助成を行い、サポートすることで制度の利用を促進するということを、前計画から引き続き記載しました。

5頁の説明は以上です。

○林会長

今の説明について、いかがでしょうか。

○森田委員

「相談機能の充実」について、3行目の「判断能力が十分ではない人」というところですが、こちらの文章以外は、全体的に「本人」という表現をしているので、こちらも「本人」としてもいいのかなと思いました。

○林会長

この「判断能力が十分ではない人」をとって「本人」にすると、文章としてはおかしくなるかと思います。

○森田委員

「判断能力が十分ではない人（本人）」としてもいいかもしれません。

○川合高齢福祉係長

この文章で、あえて「本人」としなかった理由は、意思決定支援についてわかりやすく表現するために、このように記載した経緯があります。括弧をつけて「本人」と記載しても特に問題はないかと。

○林会長

他の委員の皆さんはいかがですか。

○菅委員

特に問題はないような気がします。

文章が「判断能力が十分ではない人が、自分の意思で生活を送り」と続いていて、その後「本人の状況が」となっているので流れは自然かなと。

（白石委員、鹿島委員 同意）

○小泉委員

その他に、細かいことで後から校正が入ると思いますが、1点目が5頁の下から2行目で、「経済的な事情により申立費用や後見人等」の部分で、法律的には「成年後見人等」が正しいのかなと思いました。

2点目は、全体として西暦表記と和暦表記が様々だったので、こちらも校正の段階で指摘があるかと思いました。

○川合高齢福祉係長

どうもありがとうございます。

まず、2頁「地域で支援が必要な人の状況」のような表形式だと、市計画では、和暦の後に括弧書きで西暦を記載するのが割と一般的かなという認識でした。

地域福祉計画と校正を統一させていただきます。

○小泉委員

私が伺ったのは、「家庭裁判所提供資料」のところで、和暦表記になっていた部分でした。

○林会長

市の文章のマニュアル等があると思いますので、そちらでチェックして統一するとよいと思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。

○林会長

あとは、「成年後見人支援機能、チーム支援の推進」の2つ目で、「地域ネットワークを活用したチーム体制」とありますが、「チーム支援体制」と「支援」が入ってもよいのではと思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。修正いたします。

○林会長

その他に、「市民後見人の育成・活躍支援」の3つ目に「成年後見支援センターと連携して」と書いてありますが、文章の主語がそれまでずっと「中核機関」となっているはずなので、ここで「成年後見支援センター」と出すのがよいかどうか、誰が主語になるかわからないので、整理したほうがよいと思います。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。こちらは内部で整理します。

文章の主語は、中核機関として話を進めておりますので、中核機関がよいかと思いますが整理いたします。

○大桃委員

「成年後見人支援機能、チーム支援の推進」について、3つ目の「知識や経験不足により意図しない不適切な事務につながることはないよう」という表現が、間違いではないと思いますが、多分すごく気を遣われたかと思います。やはり少し回りくどいかなという気がしますので、もっとシンプルに、例えば「知識や経験不足により、不適切な事務を意図せず行わないよう」という表現にしてもよいのかなと。

○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。ご提案いただいた文章がわかりやすいと思いますので、修正いたします。

○林会長

他にはよろしいですか。

それでは色々な意見が出たので、この後事務局で見直しをしてもらうかと思いますが、その内容については、私が合意して進めてもよろしいですか。

(異議なし)

はい、それでは、私と事務局に一任させてもらって、進めたいと思います。

これで議事は終了しましたが、その他に事務局から何かありますか。

○星野介護保険課長

次回の運営協議会開催は、1回目の協議会でお知らせしたスケジュールのとおり、本日審議した計画内容に大きな変更がなければ、令和7年2月頃開催を予定しています。

次回協議会では、確定した計画や、中核機関の活動状況の報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○林会長

他に何かお伝えしたいことはございますか。よろしいですか。

それでは本日の日程は全て終了しました。ありがとうございました。

以上